

入札公告

有田市立新保育所新築工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成23年5月16日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成23年度 第 号
- (2) 工事名 有田市立新保育所新築工事
- (3) 工事場所 有田市初島町浜・港町地内
- (4) 工事概要 ア 保育所棟
鉄骨造 1階建て
建築面積1,557.61m² 延床面積1,323.69m²
イ 附属建物
屋外倉庫 (鉄骨造 平屋建43.54m²)
自転車置場 (鉄骨造 平屋建24.92m²)
ウ 上記建物の建築工事及び電気設備工事、給排水設備工事、空調設備工事、遊具設備工事、外構工事
- (5) 工期 平成24年1月31日まで
- (6) 予定価格 359,100,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 305,235,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 単体企業の場合
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
 - エ 主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）または有田市の入札参加資格申請書における委任先（支店・営業所等）が有田市内にある者であること。
 - オ 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（審査基準日が平成21年10月1日から平成22年9月30日までの期間内であるもの。以下、「建設業法第27条の29第1項」から「期間内であるもの。」までを、単に「総合評定値」という。）が660点以上の者であって、かつ過去2年間に有田市が発注する建

- 築一式工事部門の指名競争入札に参加した実績のある者であること。
- カ 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- キ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年有田市訓令第2号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- ケ 建築一式工事の監理技術者が3名以上在籍^(注1)していること。
- (注1) 当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る（以下、主任（監理）技術者に関する事項について同じ。）。
- コ 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を当該工事に専任で配置すること。
- (2) 共同企業体の場合
- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからウ及びカからクに掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 一共同企業体の構成員数は、2者もしくは3者であること。
- ウ 一構成員当たりの出資比率は、構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のエ及びオに掲げる要件をすべて満たす者であること。または、主たる営業所が和歌山県内にあり総合評定値が850点以上の者であって、かつ平成8年4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引き渡しが完了した国または地方公共団体等^(注2)発注の契約金額1億5000万円以上または延べ床面積1000m²以上の建築一式工事の施工実績^(注3)を有する者であること。
- (注2) 「国または地方公共団体等」とは、中央省庁、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、財産区、地方開発事業団等、地方公共団体が設立した財団法人、建設業法施行令第27条の2に規定される法人及び国土交通省令で定める法人とする（以下同じ。）。
- (注3) 共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る（以下同じ。）。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、主たる営業所が有田市内にある者にあっては、建築一式工事の監理技術者が2名以上在籍していること。また、主たる営業所が有田市外にある者にあっては、建築一式工事の監理技術者が3名以上在籍していること。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、(1)のエ及びオに掲げる要件をすべて満たしていること。
- ク 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、建築一式工事の監理技術者が在籍していること。
- ケ 一共同企業体の代表幹事となる者は、(1)のエ及びオに掲げる要件をすべて満たす者にあっては、建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を当該工事に専任で配置すること。また、主たる営業所が和歌山県内にある者((1)のエ及びオに掲げる要件をすべて満たす者を除く。)にあっては、建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者であって、かつ平成8年4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引き渡しが完了した国または地方公共団体等発注の契約金額1億5000万円以上または延べ床面積1000m²以上の建築一式工事で主任（監理）技術者もしくは現場代理人として従事経験^(注4)のある者を当該工事に専任で配置すること。
- (注4) 工期の50%以上の期間を主任（監理）技術者もしくは現場代理人として従事したものに限る。また、共同企業体の構成員としての従事経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
- コ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、建築一式工事の国家資格を有する主任（監理）技術者を専任で配置すること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等
- ア 閲覧期間 平成23年5月16日（月）から平成23年5月25日（水）までの有田市の休日を定める条例（平成3年有田市条例第23号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで
- イ 閲覧場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所総務部財政課契約用度係
電話番号 0737-83-1111（内線218・223）
- ウ その他設計図書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R（書き換えが可能なCD-RWは不可。）を持参すること。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
- ア 受付期間 平成23年5月17日（火）から平成23年5月26日（木）までの10日間
- イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所総務部財政課契約用度係
電話番号 0737-83-1111（内線218・223）
FAX 0737-82-1725
e-mail zaisei@city.arida.lg.jp
- エ 回答日 平成23年6月1日（水）
- オ 回答の閲覧方法 財政課に掲示し、有田市ホームページ（<http://www.city.arida.lg.jp/>）内に掲載する。
- (4) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

- (1) 入札書等提出期間及び提出先
- ア 提出期間 平成23年6月2日（木）から平成23年6月7日（火）まで
- イ 提出先 〒649-0399
郵便事業株式会社 箕島支店留
有田市役所総務部財政課契約用度係 行
- (2) 入札書等の提出について
- ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
- (ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、技術資料、低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領（平成15年8月1日施行。）に基づく入札理由書を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。
- (イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
- (ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの(1)のイに示す郵便事業会社の受領日付が封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。
- イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換えまたは撤回は認めないものとする。
- (3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成23年6月8日（水）午前10時

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所 3階 第3会議室

(2) 落札予定について

落札予定日 平成23年6月9日（木）（低入札価格調査が無い場合）

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、財政課に掲示し、有田市ホームページ (<http://www.city.arida.lg.jp/>) 内に掲載するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおりとする。

ア 単体企業の場合

評価項目	着目点
配置技術者の資格	配置予定技術者の資格（監理技術者）

イ 共同企業体の場合

評価項目	着目点
(ア) 施工実績	代表幹事 主たる営業所または有田市の入札参加資格申請書における委任先（支店・営業所等）が有田市外にある者にあっては、元請として平成8年度以降の建築一式工事の施工実績
(イ) 技術者経験及び資格	代表幹事 主たる営業所または有田市の入札参加資格申請書における委任先（支店・営業所等）が有田市外にある者にあっては、配置予定技術者の平成8年度以降の建築一式工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任（監理）技術者）

(2) 一度提出された技術資料の書換え、引換えまたは撤回は認めないものとする。

7 低入札価格調査に関する事項

- (1) 開札後、低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式（入札理由書を除く。）を開札後、開札日の翌日までに提出すること。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
 - イ 主任（監理）技術者その他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めことがある。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に係る職員にくじを引かせて決定するものとする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 封筒の記載例

〒649-0399	
郵便事業株式会社 箕島支店留	
和歌山県有田市役所総務部財政課契約用度係 行	
開札日	平成23年6月8日
工事年度・工事番号	平成23年度 第 号
工事名	有田市立新保育所新築工事
工事場所	有田市初島町浜・港町地内
商号又は名称	_____
建設業許可番号	_____
担当者の所属及び氏名	_____
担当者連絡先（電話番号）	_____
担当者連絡先（ファクシミリ番号）	_____